

(案)

神奈川県議会会議規則の一部を改正する規則

神奈川県議会会議規則（昭和31年神奈川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「出産」の次に「(配偶者の出産を含む。)」を、「介護」の次に「、看護」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

多様な層の住民がより議会に参画しやすい環境の整備を図るため、欠席の届出に係る規定について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

新旧対照表

○神奈川県議会会議規則

新	旧
(欠席の届出) 第10条 議員は、公務、病気、出産<u>(配偶者の出産を含む。)</u>、育児、介護、<u>看護</u>その他のやむを得ない事由により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。 2 (略)	(欠席の届出) 第10条 議員は、公務、病気、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由により、会議又は委員会に出席することができないときは、あらかじめその理由と日数を記載した欠席届を議長又は委員長に提出しなければならない。 2 (略)